

高額療養費制度等の見直しについて

制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で、高額療養費の算定基準額が見直されることとなりました。

高額療養費制度等の見直しについて

70歳以上
該当

申請不要

高額療養費は、医療機関から提出される診療報酬明細書(レセプト)をもとに共済組合で計算を行いますので、申請は不要です。

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払った後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後に共済組合(保険者)から支給される制度です。

平成29年8月から 70歳以上 の高額療養費の算定基準額が以下のとおり段階的に見直されることとなりました。

<現行>			<平成29年8月~>			<平成30年8月~>		
70歳以上	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)	70歳以上	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)	70歳以上	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)
標準報酬月額 28万円以上	44,400円	80,100円+(医療費-267,000)×1% <多数該当※2> 44,400円	標準報酬月額 28万円以上	57,600円	80,100円+(医療費-267,000)×1% <多数該当※2> 44,400円	標準報酬月額 83万円以上		252,600円 + (医療費-842,000)×1% <多数該当※2> <140,100円>
標準報酬月額 26万円以下	12,000円	44,400円	標準報酬月額 26万円以下	14,000円 (年間 14.4万円上限)	57,600円 <多数該当※2> 44,400円	標準報酬月額 53~79万円		167,400円 + (医療費-558,000)×1% <多数該当※2> <93,000円>
住民税非課税		24,600円	住民税非課税		24,600円	標準報酬月額 28~50万円		80,100円 + + (医療費-267,000)×1% <多数該当※2> <44,400円>
住民税非課税 (所得が一定以下)	8,000円	15,000円	住民税非課税 (所得が一定以下)	8,000円	15,000円	標準報酬月額 26万円以下	18,000円 (年間 14.4万円上限)	57,600円 <多数該当※2> 44,400円
						住民税非課税		24,600円
						住民税非課税 (所得が一定以下)	8,000円	15,000円

※1 同じ世帯で同じ保険者に属する者

※2 同一世帯で1年間(直近12ヵ月)に3回以上高額療養費の支給を受けている場合は、4回目からは自己負担額が軽減されます。

入院時の居住費(光熱水費相当額)の見直しについて

65歳以上
該当

申請不要

医療機関での支払時における自己負担額の見直しのため申請は不要です。

医療と介護及び入院と在宅療養の負担の公平化を図る観点から、入院時生活療養費の生活療養標準負担額のうち居住費にかかる部分について見直すこととなり、平成29年10月から 65歳以上 の医療療養病床に入院する患者の居住費について、光熱水費相当額の負担を求めることとされました。

(注) 介護保険施設(老健・療養)の多床室に入所する低所得者(市町村民税非課税者)の居住費負担額(光熱水費相当額)は、直近の家計調査の結果を踏まえ、平成27年4月に320円/日から370円/日に引き上がっている。

＜現行＞		＜平成29年10月～＞		＜平成30年4月～＞	
65歳以上 医療療養病床		65歳以上 医療療養病床		65歳以上 医療療養病床	
	負担額		負担額		負担額
I IIⅢ以外の者	320円/日	I IIⅢ以外の者	370円/日	I IIⅢ以外の者	370円/日
II 厚生労働大臣の 定める者 ^{※1}	0円/日	II 厚生労働大臣の 定める者 ^{※1}	200円/日	II 厚生労働大臣の 定める者 ^{※1}	
III 指定難病患者 ^{※2}			III 指定難病患者 ^{※2}	0円/日	III 指定難病患者 ^{※2}

●医療区分 I IIⅢは「疾病の状態」及び「医療処置」の内容により区分されます。

※1 健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第488号）

※2 難病の患者に対する医療等関係法律（平成26年法律第50号）第5条1項に規定する指難病の患者

高額介護合算療養費制度の見直しについて

70歳以上
該当

申請必要

市区町村役場の介護保険担当課に申請を行い、介護保険の自己負担額証明書の交付を受けた後、共済組合に「高額介護合算療養費支給・自己負担額証明書交付申請書」の提出をしてください。

高額介護合算療養費制度とは、医療保険と介護保険におけるそれぞれの給付にかかる自己負担額について月単位で上限を設け、負担軽減が図られているものですが、これらの給付を受けてもそれぞれの負担が長期にわたり重複している世帯では、なお重い負担となることから医療保険と介護保険における1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の自己負担の合算額が高額な場合に、さらに負担を軽減する制度です。

平成30年8月から **70歳以上**の現役並み所得者について、現役世代と同様に、細分化した上で限度額が引き上げられることとなりました。



＜現行＞

	70歳以上 ^(※1)
標準報酬月額28万円以上	67万円
標準報酬月額26万円以下	56万円
市町村民税世帯非課税	31万円
市町村民税世帯非課税 (所得が一定以下)	19万円 ^(※2)

細分化+
上限引き上げ

据え置き

＜平成30年8月～＞

	70歳以上 ^(※1)
標準報酬月額83万円以上	212万円
標準報酬月額53～79万円	141万円
標準報酬月額28～50万円	67万円
標準報酬月額26万円以下	56万円
市町村民税世帯非課税	31万円
市町村民税世帯非課税 (所得が一定以下)	19万円 ^(※2)

※1 対象世帯に70～74歳と70歳未満が混在する場合、まず70～74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る自己負担と70歳未満の自己負担合算額を合わせた額に限度額を適用する。

※2 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円。